

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

よこはま産官協働小規模事業者支援プロジェクト（デジタル田園都市国家構想の推進に向けた小規模事業者への支援）

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県横浜市

3 地域再生計画の区域

神奈川県横浜市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

小規模事業者支援における課題

本市では、中小企業という括りの中で、小規模事業者に対して生産性向上、販路開拓支援、職場環境向上等に資する支援策を各部署・関係団体（公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「IDECK横浜」）・経済局各課・横浜市工業会連合会など）が個別に創設し取組を進めてきた。

一方で本市の支援策を利用した事業者の効果について見てみると、「事業継続につなげることができた」や「業務の効率化が図れた」といった面では一定の効果が得られているものの、「生産性や売上の向上」、「新たな事業展開」、「雇用の増」等、抜本的な経営基盤の強化に係る効果は低い状況にあり、支援の効果が限定的であることを示している。

今後、より抜本的・効果的な支援とするためには各主体・各施策の一体的・発展的な運用が求められている。

また、小規模事業者においては生産性向上や人手不足など課題も多く、支援の必要性が高いにも関わらず各種支援制度の認知不足等から活用までたどり着けない事業者が多く存在することから小規模事業者に特化したアプローチが必要となっている。

小規模事業者に見られる主な課題は以下のとおり

（1）小規模事業者の設備投資実施率と効果の低迷

- ・本市では小規模事業者設備投資助成金による支援を実施しているが、令和2年度に当助成金を活用し、売上が向上した事業者は39%と十分な効果が得られていない。
- ・人手不足の解消・生産性向上が課題だが、小規模事業者の設備投資実施率は製造業・非製造業とともに、大企業・中堅企業に比べ低い状況となっている。人手不足の解消・生産性向上に向けては、デジタル化や設備投資を促進していく必要がある。

（2）小規模事業者のデジタル化への対応実態

・市内企業におけるデジタル化の実施状況についての調査（規模別）では、デジタル化を実施していると回答した小規模事業者は51.9%と大企業(78.3%)や中堅企業(78.7%)比べて低く、デジタル化実現のために重要と考える内容として「デジタル化のビジョン、戦略」(50.0%)が最も多く、次いで「設備投資、予算措置」(44.2%)となっている。

また、令和2年度に本市にて設備投資支援を実施した小規模事業者へのアンケート（R3年10月）では、デジタル化について「関心はあるが何をしたらいいかわからない」「取り組みたいが専門的な知識・技術が不足している」「取引先から求められている」と約半数が回答しており、必要性を感じていながら取り組めていない事業者が多くいることが分かった。さらに小規模事業者に影響の大きいインボイス制度の導入も控えていることから設備投資支援では、デジタル化の取組促進の観点も必要となっている。

（3）小規模事業者が求める販路開拓支援

・本市が実施した「中小・小規模事業者実態把握調査」において、事業戦略における行政へ望む支援として「新規顧客開拓への支援」が多く回答されている。本市は今まで助成金やコーディネーターによるマッチング等による販路開拓支援を実施してきたが、デジタル化や経営環境の変化等に迅速・効果的に対応するための支援が求められている。

（4）小規模事業者に行き届いていない行政支援

・小規模事業者は、そもそも事業所従業員数が僅少であり、事業主自身が事業に従事する必要があるため、各相談窓口に赴けないことが多い。
これまでに本市が行ったコロナ禍に対応した経済施策（「新しい生活様式」支援、テレワーク導入支援等）では、事業所規模が小さくなるにつれ、認知度が下がる傾向がみられ、制度周知や活用促進を、継続的な課題として認識している。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

1 横浜市における事業者・行政を取り巻く環境

本市の税収比率は、他の大都市と比較すると個人市民税割合が最も高いものの、法人市民税割合が、川崎市に次いで2番目に低く、今後の市内人口の減少を見据えると、事業者支援により法人市民税を増加させていくことが横浜市の持続・成長のためには不可欠な状況である。

本市の事業者の構造をみてみると、横浜市内事業者72,489者のうち、小規模事業者は55,753者となり、小規模事業者は全市内事業者の76.9%を占めており、市の経済社会・雇用を支える礎ともいえる極めて重要な存在となっている。しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境は、グローバル経済の進展とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進展、感染症の蔓延など厳しい状況が続いている。特に本市の小規模事業者については、本市独自調査（景況・経営動向調査）においても、自社景況感、設備投資実施率、経常利益、人手不足感等の項目で、各企業規模別で最も低い数値を示しており、より厳しい状況に直面している。

2 地方創生として目指す将来像

(1) デジタル田園都市の実現に向けて

- ・市内の小規模事業者においてDXにより経営革新が進んでいる。
- ・市内小規模事業者のデジタル化実装が進展し、デジタル田園都市国家構想が進められている。

(2) 市内小規模事業者の環境変化への対応と活性化

- ・本市の「横浜市中小企業振興基本条例」に基づき、小規模事業者が、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、中堅企業及び大企業を様々な面から補完する存在として、市内経済の更なる発展に寄与している。
- ・市内企業がDXやデジタル化などの新たな事業環境の変化に対応し、企業価値を向上させ、持続的に成長・発展している。

(3) 雇用創出と生産性向上

- ・生産年齢人口が減少する中でも、小規模事業者の生産性向上につながり、多様な働き方のできる職場環境の実現や人材の育成により、雇用の創出と多様な人材の活躍が推進されている。
- ・総合戦略に掲げられた「設備投資実施率30.0%以上（5か年平均）」を達成し、中小企業の生産性向上によりデジタル田園都市国家構想の進展に寄与している。

(4) 持続可能な横浜経済の成長

- ・市内小規模事業者の活性化が、企業利益・所得の増加につながり、市税增收を経て、更なる先進的な経済対策・市民への行政サービス充実に向けた様々な施策実現が可能となっている。

(5) 他の自治体への波及

- ・国内最大の基礎自治体である横浜市において枠組みを確立し、全国各基礎自治体における小規模事業者支援及び域内小規模事業者によるデジタル田園都市国家構想推進のモデルケースになっている。

【数値目標】

KPI①	当該支援対象事業者の設備投資・販路開拓等に係る市内投資額の増						単位 千円	
KPI②	支援対象事業者の従業員数増減						単位 %	
KPI③	小規模事業者への販路開拓支援を行う民間事業者数の増						単位 事業所	
KPI④	-						単位 -	
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	KPI 増加分 の累計
KPI①	0.00	22,500.00	25,000.00	27,500.00	-	-	-	75,000.00
KPI②	0.00	2.00	3.00	4.00	-	-	-	9.00
KPI③	0.00	2.00	3.00	5.00	-	-	-	10.00
KPI④	-	-	-	-	-	-	-	-

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

よこはま産官協働小規模事業者支援プロジェクト（デジタル田園都市国家構想の推進に向けた小規模事業者への支援）

③ 事業の内容

デジタル田園都市国家構想に基づき、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、小規模事業者のECサイトの活用促進や、デジタル化に向けた設備投資による生産性向上を目指し、小規模事業者が取り残されないよう支援していく。

本事業では、「小規模事業者に特化した専門相談」を起点として、それぞれの事業者が抱える課題やニーズを抽出、その企業にとって望ましい支援プランを専門家とともに検討し、小規模事業者に特化した「民間事業者の活力を活用した販路開拓支援」、「専門家のアドバイスに基づく効果的な設備投資支援」を一体的に取り組むことで、相乗効果を高めながら質の高い支援を進める。これは、市内小規模事業者がデジタル設備等の実装と、デジタル化へのビジョン・戦略策を同時に有機的に連携し、効果を得ていくための取組である。

また、今後の市財政の恒常的負担を軽減することも企図し、持続可能な支援制度が恒常的に実施できるよう地方創生推進交付金や民間事業者の活力を活用して、体制づくりを進め、自立した運営に向けた端緒となるよう、取り組んでいく。

具体的には、次の取組を連携して実施していく。

1 小規模事業者に向けた専門相談支援の実施

本市の中小企業支援センターであるIDECK横浜が、市内小規模事業者に対して、中小企業診断士等の専門家が直接訪問やオンライン相談等を行い、経営コンサルティングを実施する。コンサルティングを経て、業種転換、新規事業、事業のデジタル化、脱炭素化等の各課題に対した解決策の提示等により、市内小規模事業者の活性化を図っていく。

＜対応する課題＞

【4-1-（4）小規模事業者に行き届いていない行政支援】

2 小規模事業者に向けたデジタル化した販路開拓の支援

市内小規模事業者が新たな販路等の開拓を志向する際、販路のデジタル化を含めた開拓支援を行う。新たな販路開拓を求める小規模事業者に対して、上記1の経営コンサルティングを行い、導き出されたより良い販路開拓に向けて、民間事業者との連携で見出した支援メニューを提示し選択できるようにする。民間事業者の支援メニューにインセンティブを具備しておくことにより、選択に向けたハードルを下げる。（これら販路開拓に向けた支援については、本市の支出は伴わない）

民間企業による支援メニュー例

- ・ ECサイト運営事業者による、新規ECサイト出店支援
(インセンティブ：出店コンサルティングの無料実施)
- ・ フードデリバリーサービス事業者による、導入支援
(インセンティブ：初期登録費用の無料化)

＜対応する課題＞

【4-1-（2）小規模事業者のデジタル化への対応実態】

【4-1-（3）小規模事業者が求める販路開拓支援】

3 小規模事業者に向けた設備投資・デジタル化実装支援

小規模事業者が最適な設備投資ができるように、IDECK横浜の専門家による相談支援を経て、生産性向上に向けたより実効性のある設備投資支援を行うことで、投資効果を向上させ、デジタル化実装とする。

特にインボイス制度への対応や電子帳簿保存法の改正にも早急な対応が求められている。このことから、専門家から1社1社に寄り添ったアドバイスをすることで、確実に適切な方法でデジタル化の設備投資も押し進めていく。

設備投資支援の実施にあたっては、制度の活用経験の少ない事業者でも申請し易いスキーム・設備投資下限額のない低額補助制度とし、資力に乏しい小規模事業者の活用が可能な制度にし、国（中小企業庁等）の補助制度と重複しない制度としている。また、設備投資調達先を原則として市内事業者に限定することにより、横浜市内への経済波及効果を得る制度とする。

また、設備導入後についても、小規模事業者は課題が一元的でなく多岐にわたること、また事業者自身が気づいていない潜在的な課題にも対応するため、専門家等が実際に訪問しフォローアップを実施する。投資した設備が効果的に活用され、専門家等のアドバイスにより更なる事業改善がなされることを目指していく。

＜対応する課題＞

【4-1-（1）小規模事業者の設備投資実施率と効果の低迷】

【4-1-（2）小規模事業者のデジタル化への対応実態】

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

地方創生推進交付金の交付期間が終了した後も、本市自主財源を活用した支援を展開するほか、構築した民間企業による強固な支援体制を活用し、安定的かつ自立した小規模事業者支援を継続実施していく。

【A】有償相談の活用

訪問相談は無料を基本とするが利用回数に制限を設け、超えた場合は有償相談を案内する。この事業収入の増加を財源に充当し自立化を進める。

【B】横浜市一般財源

本事業により支援を受けた小規模事業者の経営改善並びに設備投資及び販路開拓における市内事業者への投資により税収増等の波及効果を見込む。

【その他】民間事業者による支援の恒常化

販路開拓や設備投資に係る小規模事業者支援について、それぞれの分野にノウハウを有する民間企業による支援を恒常化し、支援の質を落とさずに支援を実施していく。

【官民協働】

本市では、行政課題解決に向けた民間サービス提案募集制度（共創フロント制度）を設けている。当該制度を活用し、「小規模事業者へのデジタル化支援による販路開拓」を課題として提示した結果、複数の民間事業者から、解決に向けた提案が寄せられている。これらの提案の中から、小規模事業者が利活用しやすいメニューを抽出し、販路開拓支援として展開していく。

専門家訪問相談支援と組み合わせることで、より効果的な支援となる。さらにデジタル田園都市国家構想の推進に向けた産官協働（官民連携）による取組として位置づけ、今後も継続的に、提案を募っていく。

【地域間連携】

本市の当該取組の進捗や好事例については、HP等を通じて共有展開を図っていく。

また、近隣に限らず他政令市との情報共有機会を活用し、広範な横展開を図っていく。

【政策間連携】

本市総合戦略に掲げた「戦略1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現」に向けて、「市内企業の持続的な成長・発展」への寄与を主眼に置き、他の政策と連携を図っていく。それにより、産業の振興や新たな雇用の創出など、横浜経済の活性化につなげる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

- ・小規模事業者への訪問支援により、デジタル化促進を直接的に働きかけることができる。継続的なフォローアップ等により、誰一人取り残さないデジタル社会形成に寄与することができる。
- ・小規模事業者への設備投資を直接的に支援することにより、デジタル化を促進し、生産性向上につなげることができる。専門家による相談支援を組み合わせて実施することにより、より効果的な設備投資につなげることが期待できる。
- ・小規模事業者への販路開拓支援をおこなうにあたり、ECサイト構築支援等のオンライン化を支援メニューに加えて、事業のデジタル化を加速させる。また、新たな販路開拓に必要な設備投資についても支援が可能なスキームであり、相乗効果を得ていく。
(例) 飲食事業者がフードデリバリーに参入を企図する際、受発注のためのタブレット等の導入を合わせて支援することにより、デジタル化促進につなげる。

理由①

比較的資力に乏しく、一般的に生産性に課題がある小規模事業者に対して、相談支援・設備投資支援・販路開拓支援を組み合わせて実施することにより、誰一人取り残さないデジタル社会の実現につなげていく。

また、デジタル化支援を通じて、小規模事業者のインボイス制度の対応にも支援していくことにより、デジタル社会の形成に寄与していく。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7月

【検証方法】

産官学金労言から構成される「横浜市地方創生推進連絡会」において、重要業績評価指標（ＫＰＩ）などから検証を行う。

【外部組織の参画者】

横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に御意見を伺った方々を中心とする
産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの外部有識者を予定。

【検証結果の公表の方法】

ホームページ等に掲載

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 59,353 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】と同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】と同じ。